**別記様式第48号**（第103条関係）

# 営　業　の　方　法

営　業　所　の　名　称

営　業　所　の　所　在　地

| | | |
|---|---|---|
| 営　業　時　間 | 午前　午前<br>時　分から　時　分まで<br>午後　午後 | |
| １８歳未満の者を従業者として使用すること | ①する　②しない | |
| | ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） | |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること | ①する　②しない | |
| | ①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 | |
| 飲食物（酒類を除く。）の提供 | ①する　②しない | |
| | ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 | |
| 酒　類　の　提　供 | 提供する酒類の種類及び提供の方法 | |
| | 20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 | |
| 客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯 | 遊興の内容 | |
| | 時間帯 | 午前　午前<br>時　分から　時　分まで<br>午後　午後 |
| 当該営業所において他の営業を兼業すること | ①する　②しない | |
| | ①の場合：当該兼業する営業の内容 | |

備考

１　「「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

２　「提供する酒類の酒類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

３　「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。

４　「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とるすこと。